

保育所のご案内

問い合わせ 子育て推進課 ☎229-3167 FAX229-3451



保育所は、保護者が働いている場合や、病気などのために児童を家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

入所できる児童

保護者および同居の祖父母(入所希望月時点で65歳未満の場合)がそれぞれ次の要件のいずれかに該当するため、家庭での保育ができないと認められる場合です。

●家庭外労働

保護者などが、家庭外で仕事をしている

●家庭内労働

保護者などが、家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事(内職など)をしている

●母親の出産

母親が出産予定または出産後間がない(出産予定日の前後2カ月程度)

●疾病・障がいなど

保護者などが病気にかかったり、負傷または心身に障がいがある

●病人の看護など

児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、保護者などがいつもその看護に当たっている

●家庭の災害

家庭が火災や風水害・地震などの災害に遭い、保護者などがその復旧に当たる

※上記の入所要件に該当していても、次の場合は入所できません。

- 入所を希望する保育所の定員に余裕がない
- 各種必要書類の提出がない、あるいは入所面接が済んでいない
- 申し込み内容に虚偽がある



保育時間

通常8時30分～17時15分(保護者の勤務状況などにより必要な場合は7時30分～18時)

特別保育

延長保育

保護者の勤務状況など、やむを得ない事情により、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合、有料で延長保育を行っています。延長時間・料金は保育所により異なります。

休日保育

保育所に入所中の乳幼児で、保護者が日曜日や祝・休日に勤務するため、家庭で保育ができない場合に、有料で休日保育を行っています。

なお、子育て推進課での事前登録が必要です。

一時預かり

保護者の断続的な勤務や病気、出産、育児疲れの解消などで、一時的に保育所での保育が必要になった場合に、有料で利用できます。事前に保育所での利用申し込みが必要で、料金などは保育所により異なります。

津市保育人材バンクの登録制度

常時勤務の有資格臨時保育士や短時間委託業務に従事する有資格保育士(短時間委託保育士)として勤務を希望する人を対象に、「津市保育人材バンク」への登録制度があります。

登録方法

津市ホームページからダウンロードできる「登録申請書」に必要事項を記入し、郵送で、子育て推進課(〒514-8611 住所不要)へ。詳しくはお問い合わせください。

